

銀行経営と信用秩序

— 金融自由化・国際化の下で —

木下正俊
(日本銀行)

I. 金融自由化・国際化と銀行経営

1. 当面の自由化・国際化の展望
2. 自由化・国際化が銀行経営に及ぼす影響
3. 銀行の対応

Ⅱ. 金融自由化・国際化の進展と信用秩序の維持

1. 信用秩序とは何か
2. 信用秩序維持のための諸手段の評価と今後のあり方

I. 金融自由化・国際化と銀行経営

1. 当面の自由化・国際化の展望

昨年5月に大蔵省の「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」(以下「現状と展望」)と「日米共同(大蔵省・財務省)円・ドル・レート、金融・資本市場問題特別会合作業部会報告書」(以下「日米円・ドル委員会報告書」)が発表され、今後におけるわが国の金融自由化・国際化の方向が示された。両報告書が掲げた事項のうち既に昨年中に実行されたものも少なくないが、その影響の顕在化も含め自由化・国際化はいよいよこれから本格的に進展するといつてよいだろう。

以下、今後見込まれる金融自由化・国際化の姿を展望することとするが、まず上記両報告書の描く展望を簡単に整理し、それを踏まえてさらにどこまで展望し得るか述べてみたい。

(I) 「現状と展望」、「日米円・ドル委員会報告書」が描く展望

この両報告書の骨子は、金融自由化については、

①預金金利自由化、②短期金融市場の整備、③資本市場の整備、④業態間の相互乗入れ、また国際化については、①銀行業務、②証券業務、③信託業務それぞれの国際化から成っている。

イ、金融自由化

(預金金利自由化)

金融自由化のうち、預金金利の自由化については、まずCD発行の弾力化(発行単位引下げ59年1月5→3億円、60年4月3→1億円、59年4月発行枠拡大、60年4月発行期間下限の短縮3→1か月)から始め、次いで市場金利連動型大口預金(MMC)の導入(60年4月)、大口預金金利自由化(2~3年内)、小口預金金利自由化(検討)を展望している。

(短期金融市場の整備)

次に短期金融市場の整備については、円建BA市場の創設(59年12月末までに具体案)、短期国債市場の創設(検討)、インターバンク預金金利自由化(検討)をその柱として掲げている。

II. 報告論文

(資本市場の整備)

資本市場の整備については、民間債発行の弾力化(無担保社債発行基準の緩和)、債券等の先物取引導入(検討)、等を具体的に展望している。

(業態間の相互乗入れ)

業態問題については、「時代の流れに沿うように漸次これを改めていく」とし、銀行・証券の業態問題についても「漸次相互乗入れを図っていく」との方針を打出しているが、同時に「制度の歴史的経緯等にも十分配慮する必要がある」、「それぞれ固有の業務分野を尊重することはもちろんである」としており、見通しにやや明確さを欠いているようである。

ロ、国際化

(銀行業務)

銀行業務の国際化としては、円建対外貸付の自由化(59年4月)、ユーロ円貸付の自由化(短期:59年6月、長期:検討)、ユーロ円CDの規制緩和(59年12月)、円転規制の撤廃(59年6月)、等を掲げている。

(証券業務)

証券業務については、ユーロ円債発行の弾力化(59年4月居住者ガイドライン緩和、59年12月非居住者ガイドライン緩和、将来格付制度採用の検討)が柱となっている。

(信託業務)

さらに信託業務については、外銀による信託銀行業務への参入を認め、59年末までに具体案を作成することとしている。これは、いわゆる内国民待遇から一歩踏み出し相互主義の考え方を一部取入れたものと言ってよいだろう。

(2) 上記報告書を踏まえて考えられる展望

上記両報告書が掲げた事項は予定されたタイム・スケジュールに従い既に実行され、また今後も実行されていくであろうが、金融自由化は、上記

両報告書が明示している以上のスピードで進展する公算が大きいと考えられる。また、それに伴い金融の国際化も自ずと促進されよう。

1、まず第一に、預金金利自由化の加速であり、第二に国際化による国内自由化の加速である。

(イ) 預金金利自由化の加速

まず預金金利の自由化については、上記両報告書は2~3年以内に大口預金金利規制の緩和及び撤廃を図り、また小口預金金利の自由化も検討するとしているが、60年4月にMMOが予定通り導入されれば、その最低発行単位と目される5,000万円以上の大口預金についても金利自由化は時間の問題となつてこよう。いずれにせよ、円建BA市場創設のほか、期近物国債、短期国債の増大等の自由金利資産の一層の増加が見込まれる中で、自由化へのプレッシャーがかかり、5,000万円が限度では中小企業の資金運用にとって不公平感も強まる公算が大きく、その限度は早い時点で引下げられていくのではなからうか。問題は300万円のところである。これ以下の預金の金利自由化は、郵貯金利との同一ルール適用が前提となるため、必ずしも円滑に進むとは限らない。しかし、これら小口の預貯金についても、各種の投資信託の開発等による自由金利の競合商品の増加が予想される中で、金利の自由化を迫られることになる。

こうした預金金利の自由化がインパクトとなつて、貸出金利の決定方式も市場金利基準に移行していかざるを得まい。

(ロ) 国際化による国内自由化の加速

国際化の進展は、必然的にわが国固有の制度や慣行と衝突しその変更を迫ることになる。その主要な対象は、①長短プライムによる金利決定方法、②長短金融分離、信託分離、銀行・証券分離等の業務分野規制、③有担原則等の貸出・起債慣行、であろう。

II. 報告論文

(長短プライム)

まず、長短プライム・レート方式は、上記預金金利の自由化に加え、今回自由化されたユーロ円貸付(調達金利+スプレッドの形で金利設定)との裁定関係の強まりの中で次第に形骸化していく可能性がある。

(業務分野規制)

業務分野規制のうち、まず長短分離については、円転規制の撤廃により可能となった長期円投外貨預金により普通銀行は金融債発行と同じ効果を持つ長期の資金調達手段を獲得したほか、今後仮に中長期ユーロ円CDの発行や銀行のユーロ円債発行が自由化されることになれば、長短分離の形骸化はさらに進むことになる。また信託分離についても、外銀の参入に伴い、今後邦銀に対する取扱いとの矛盾が顕現化し、信託分離の撤廃を求める国内の圧力が高まるものとみられる。今や企業年金基金は大きな成長分野であり、信託分離のままでいくことは、かえって寡占度を強めることになるという問題も考慮しておかねばならないだろう。さらに銀行・証券分離についても、国債の取扱いに関しては既に崩れているほか、銀行の国債総合口座と証券会社の証券総合口座(国債根担保の極度方式による融資業務)との同時認可という形で一段と相互乗入れの進展が予想されよう。このほか、海外での銀行・証券兼営の実績の蓄積も無視出来ない要因であろう。

(金融慣行)

金融慣行については、有担原則や起債調整等のカルテル的な慣行は、ユーロ取引等における国際的慣行と馴染まないことから、その見

直しを求める動きがさらに高まると思われる。

また、居住者に対するユーロ円貸出が増加してくれば、銀行と企業との間で従来行われてきた預金歩留りや担保留保を前提とする短期ころがしや長短抱き合わせといった貸出慣行も変更を迫られることになろう。これは上記貸出金利決定方式の変化に見合うものである。

ロ、上記金融自由化は自ずとその中に金融の国際化を含んでおり、両者一体となって進展していくものであろう。金融自由化に伴い、従来の競争制限的な規制のなくなった金融機関相互間の競争が激化し利鞘の縮小が予想されるが、その中で収益確保のために量的拡大を志向する傾向が強まる可能性がある。特に、低成長下で国内における業容拡大の機会にそれほど大きな期待を持ち得ないとすれば、金融機関の目は海外に向かうインセンティブを常に持っていることになろう。

2. 自由化・国際化が銀行経営に及ぼす影響

(1) 資産・負債、収益面のこれまでの推移

金融の自由化・国際化が今後の銀行経営に及ぼす影響について考える際の前提として、これまでの銀行経営の推移を資産・負債、収益面からフォローしておくことが有益であろう。以下では全国銀行ベースでごく簡単にみておくこととする。

イ、資産・負債面

まず全国銀行の資産・負債について各主要項目の総資産に対する比率をみると(第1表)、以下の通り、資産面では、長期貸出のウェイト上昇(この相当部分が変動金利によるものと¹⁾考えられる)、負債面では、自由金利債務のウ

1) わが国には変動金利貸出に関する正確な統計はないが、一般貸出の場合、期間1年以内の貸出は手形の期日(通常3か月または6か月)が来る度に金利は変り得るので一種の変動金利貸出とみなせよう。また期間1年超の長期貸出の場合も、長期信用銀行の貸出金利は固定されているが、それ以外の金融機関の貸出は利払い期(3か月または6か月毎)が到来する度に金利は変り得るので、変動金利貸出といえる。

Ⅱ. 報告論文

第1表 全国銀行の資金調達・運用の推移

(総資産に対する比率 %)

		1960年末	65	70	75	80	83	
調 達	預金・金融債	84.7	83.9	86.0	85.8	83.7	78.8	
	うち要求払預金	28.0	29.5	28.6	28.5	22.7	19.1	
	定期性預金・金融債	56.7	54.4	57.4	57.3	61.0	59.7	
	譲渡性預金(a)	—	—	—	—	1.0	1.8	
	非居住者円預金・外貨預金(b)	—	1.3	0.7	2.4	4.3	5.3	
	金融機関借入金	1.1	1.9	1.2	0.3	0.2	0.1	
	日銀借入金	5.6	5.0	4.6	1.5	1.1	1.4	
	コールマネー・売渡手形(c)	1.8	4.1	4.3	6.1	5.6	6.8	
	(a) + (b) + (c)	1.8	5.4	5.0	8.5	10.9	13.9	
	運 用	貸出金	81.4	80.2	81.8	80.3	74.2	74.9
構成比% (年度末)		期間1年以内		79.7	74.9	61.8	58.9	61.0
		1年超		20.3	25.1	38.2	41.1	39.0
		うち長期信用銀行		10.8	11.2	11.4	10.4	9.2
有価証券		15.3	16.0	14.5	15.5	21.0	18.5	
うち債券		12.8	13.4	11.4	12.3	17.2	14.5	
株式		2.3	2.6	3.1	3.1	3.6	3.9	
コールローン・買入手形		1.1	1.4	1.6	1.5	2.0	4.4	
現金・預け金		2.1	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	

(資料) 日本銀行「資金循環勘定応用表」等

(参考) 都市銀行およびこれを除く全国銀行の資金調達・運用の推移

(総資産に対する比率 %)

		都市銀行			都市銀行を除く全国銀行					
		1970年末	75	80	83	1970年末	75	80	83	
調 達	預金・金融債	79.9	80.4	78.3	74.7	94.0	91.9	89.4	83.0	
	うち要求払預金	29.9	28.5	22.5	19.6	27.0	28.5	22.9	18.7	
	定期性預金・金融債	50.0	51.9	55.8	55.1	67.0	63.4	66.5	64.3	
	譲渡性預金(a)	—	—	1.1	2.1	—	—	1.0	1.5	
	非居住者円預金・外貨預金(b)	1.2	4.2	7.4	7.7	0.1	0.4	0.9	2.9	
	金融機関借入金	2.0	0.5	0.3	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	
	日銀借入金	7.8	2.6	1.9	2.6	0.5	0.4	0.2	0.2	
	コールマネー・売渡手形(c)	7.5	11.1	9.9	10.4	0.2	0.5	0.9	3.2	
	(a) + (b) + (c)	8.8	15.3	18.5	20.2	0.2	0.9	2.8	7.6	
	運 用	貸出金	79.7	81.6	75.6	76.7	84.6	78.9	72.7	73.1
構成比% (年度末)		期間1年以内	86.4	70.7	66.5	67.8	59.9	50.8	50.8	53.7
		1年超	13.6	29.3	33.5	32.2	40.1	49.2	49.2	46.3
有価証券		14.4	14.5	17.4	14.4	14.7	16.6	24.8	22.7	
うち債券		11.1	11.0	13.4	10.2	11.9	13.9	21.5	19.3	
株式		3.3	3.4	4.0	4.2	2.8	2.7	3.3	3.4	
コールローン・買入手形		0.0	0.3	2.3	5.0	3.6	2.8	1.7	3.8	
現金・預け金		1.8	2.2	2.8	2.2	1.8	2.8	2.2	1.8	

(資料) 日本銀行「資金循環勘定」等

II. 報告論文

エイト上昇、といった顕著な変化が生じた。

まず資産面では、貸出金のウエイトは1960年末以降80%強で安定的に推移した後、国債を中心とする有価証券の保有増の影響で75年末の80.3%から80年末には74.2%へとかなり低下したが、83年末には若干持ち直した。もともと、貸出の内訳をみると、固定金利による長期信用銀行貸出のウエイトが低下する一方普通銀行等の変動金利による中長期貸出（期間1年超）の増加が著しい（貸出金に占めるウエイト、66年3月末9.5%→84年3月末29.8%）。

こうした貸出金の動きとは対照的に有価証券のウエイトは、75年末の15.5%から80年末には21.0%へと上昇したが、83年4月の国債窓販の開始もあって83年末には18.5%とやや低下した。このように貸出と有価証券とは対称的な動きを示しているが、両者を合わせると、95%前後の水準で安定している。この間コールローン・買入手形の比率は低水準ながら、81年4月の都銀によるコールローン放出の容認もあって80年末の2.0%から83年末には4.4%まで上昇した。

なお、上記のような変動金利による中長期貸出の著増（逆にいえば長信行の固定金利貸出のウエイト低下、短期貸出の増加）といった動きは、基本的には銀行の貸出態度積極化を受けて借り手側が金融緩和の長期化を展望していることを反映しているものとみられるが、後述のように自由金利負債の増加に伴い、いわゆるスプレッド・バンキングの動きがみられ始めている面もあるかもしれない。

他方、負債面では、預金と金融債を合わせた比率は、60年末以降85%前後で安定的に推移した後、83年末には78.8%まで低下した。これはもっぱら家計・企業の金利選好の強まり等を背景とする要求払預金の大幅減少（75年末の28.5%から83年末には19.1%へと約10%ポイント低下）によるものであり、定期性預金・金融債は65年

末の54.4%から80年末に61.0%まで上昇した後もほぼ同水準で推移している。この間、79年5月の譲渡性預金創設、80年12月の居住者外貨預金の預入限度撤廃等を映じてこれら預金の増加が著しく、これにコールマネー・売渡手形を加えた自由金利による負債の比率は83年末には13.9%にまで上昇した。

ロ、収益面

全国銀行の経常利益の水準を総資産残高に対する比率でみると（第2表）、昭和52年度以降0.5%前後で安定した推移を示している。もともと、これを経常収益と経常費用に分けてその内訳をみると、以下の通り、特に経常費用面で著しい変化が生じている。

すなわち、まず経常収益面について主要項目の構成比をみると、貸出金利息は、資金需要の低迷等を映じて52年度の67.3%から57年度の54.5%までほぼ一貫して低下した後、58年度には56.7%とやや持直した。また有価証券利息・配当金もほぼ同様の推移を示し、これら両者の不振をコールローン・預け金利息等のその他受入利息の増加でカバーする形となっている。なお、以上の受入利息の合計では90~93%で安定している。この間、受入手数料は3%前後の低水準で殆ど変化がみられない。

他方、経常費用面では、預金利息、譲渡性預金利息、コールマネー・売渡手形利息が55年度以降かなりの上昇を示し、これに債券利息を含めた支払利息のウエイトは、52年度の64.4%から58年度には73.6%へと上昇した。こうした支払利息の増加に対しては、人件費、物件費等の営業経費の削減（52年度28.2%→58年度17.8%）でカバーする形となっている。

ハ、国際業務

以上述べてきたことは、国内業務の推移である（収益については海外部門を含むベース）が、海外部門を含めた全体でみると、1970年代半

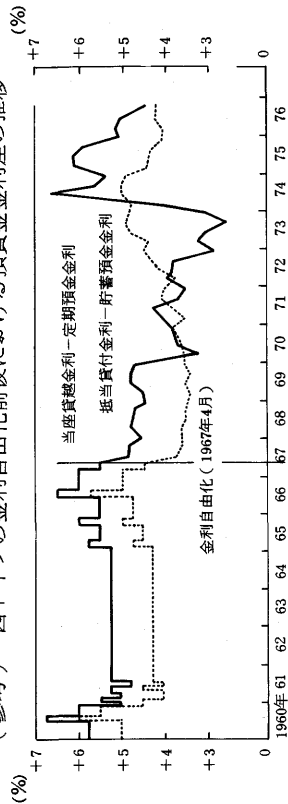
第2表 全国銀行の収益の推移

(經常収益、經常費用、經常利益は年度末総資産残高に対する比率%)

	經常収益構成比				經常費用構成比				經常利益				貸出金利	貸出預金	貸出債権	貸出総額				
	貸出金利	有価証券利息・配当金	その他受取利息	手数料	預金利息	債券利息	C D コーポレート・マネー・売手利息	引当金繰入	營業		物件費	經常利益					貸出金利	貸出預金	貸出債権	貸出総額
									費用	経費										
昭和52年 上下	6.0	67.3	17.6	6.6	3.5	5.4	48.6	10.9	-	4.9	1.0	28.2	16.9	9.2	0.6					
53 上下	5.5	61.7	19.6	8.3	4.2	5.0	45.6	10.9	-	4.5	1.1	28.7	17.4	9.3	0.6	△ 0.11				
54 上下	6.2	58.8	16.4	14.1	3.8	5.9	44.3	8.5	3.0	6.1	0.4	21.9	13.3	7.1	0.3	△ 0.17	△ 0.08	0.04		
55 上下	7.5	61.5	13.8	17.1	2.9	7.1	52.6	7.3	3.9	7.4	0.2	18.0	10.8	6.0	0.4	△ 0.16	△ 0.07	0.27		
56年度	7.7	54.7	13.0	25.1	3.1	7.3	56.0	6.2	5.0	7.5	0.1	15.9	9.4	5.3	0.4	△ 0.71	△ 0.31	0.31		
57年度	7.2	54.5	13.8	24.9	3.1	6.7	54.4	6.6	4.6	8.0	0.9	16.8	9.7	5.4	0.5	△ 0.34		0.21		
58年度	6.5	56.7	14.6	21.7	3.2	6.0	53.6	7.7	4.9	7.4	0.6	17.8	10.3	5.8	0.5	△ 0.14		0.19		

(資料) 全国銀行協会連合会「全国銀行財務諸表分析」

(参考) 西ドイツの金利自由化前後における預貸金金利差の推移



(注) 1. 当座貸越金利については、金利自由化後は100万マルク未満の平均金利、金利自由化前は約定限度内貸付の最高限度規制金利。
 2. 定期預金金利については、金利自由化後は期間3ヵ月、100万マルク未満の平均金利、金利自由化前は期間90~179日の最高限度規制金利。
 3. 抵当貸付金利については、金利自由化後は平均金利、金利自由化前は当座貸越金利に同じ。
 4. 貯蓄預金金利については、金利自由化後は法定解約告知期間付の平均金利、金利自由化前は同最高限度規制金利。

資料： Monatsberichte der Deutschen Bundesbank.

II. 報告論文

第3表 全国銀行の国際業務ウエイトの推移

(%)

		昭和 50年度	51	52	53	54	55	56	57	58
運用 1.	全 国 銀 行	13.1	11.9	11.0	11.7	15.2	18.8	23.9	28.3	29.4
	都 銀	20.1	18.4	16.8	17.5	22.4	26.9	33.4	37.7	38.4
	地 銀	0.0	0.0	0.4	1.0	1.3	1.7	2.3	3.3	4.8
	長 信 行	8.9	8.0	7.7	8.7	12.0	15.9	20.0	25.9	26.9
	信 託	15.7	15.3	15.1	16.6	19.4	27.7	38.4	45.9	46.8
営業 粗 利益 2.	全 国 銀 行	8.1	8.3	7.8	7.7	8.0	8.7	10.6	11.8	12.1
	都 銀	14.6	14.6	14.0	13.3	13.5	14.2	16.7	18.1	18.1
	地 銀	0.0	0.0	0.0	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.1
	長 信 行	5.1	6.0	6.5	7.7	8.9	10.4	13.5	15.4	19.7
	信 託	4.2	5.0	5.2	4.8	5.6	7.5	9.7	13.0	13.3

- (注) 1. $\frac{\text{外貨建運用勘定平均残高 (50~56年度)}}{\text{運用勘定平均残高}}$ 、 $\frac{\text{国際業務部門運用勘定平均残高 (57~58年度)}}{\text{運用勘定平均残高}}$
 2. $\frac{\text{外貨建営業粗利益 (50~56年度)}}{\text{営業粗利益}}$ 、 $\frac{\text{国際業務部門営業粗利益 (57~58年度)}}{\text{営業粗利益}}$

降海外部門の拡大が顕著である。すなわち、全国銀行の国際業務のウエイトは、外貨建運用勘定では昭和52年度の10%強から昭和58年度には約30%へ、また外貨建営業粗利益では同じく約8%から約12%へといずれもかなりの上昇をみている(第3表参照)。

(2) 自由化・国際化が資産・負債、収益面に及ぼす影響

以上みてきた銀行の資産・負債、収益の状況は今後の自由化・国際化の下でどのように変化するだろうか。

まず負債面では、上述の自由金利負債のウエイト上昇という傾向が一段と強まることは間違いない。本年4月には譲渡性預金の発行単位引下げ・発行期間短縮並びにMMCの導入が予定されているほか、一両年中には大口預金金利の規制緩和及び撤廃が見込まれており、預金金利の自由化は、前記のようにそのスピードが予想以上に早まるものと展望し得る。仮に一口1,000万円以上の預金につき金利自由化が行われるとすれば、全国銀行

の自由金利による負債のウエイトは50%前後(1億円以上では30%前後)にまで一気に高まることになる。また、小口預金金利の自由化をも展望すれば、こうした傾向がさらに強まることは言うまでもない。

これに対し資産面では、内外の景気動向等に左右される面が大きいため一概には言えないが、自由化・国際化により国内外における資産運用の多様化が可能となる中で、銀行は基本的にはより収益率の高い貸出の拡大を図るものと考えられる。また、その際には、上記のような自由金利負債の増大による金利変動リスクに対応するため、変動金利貸出のウエイトがさらに高まっていくものとみられる。

他方、収益面への影響については、預金金利の自由化に伴い預金利息支払いの増加が避けられないが、それと同時に次のようなプラス・マイナス両要因の作用が予想される。

すなわち、プラス要因としては、

- ① 預金金利自由化により預金と競合する他の自由金利商品からの資金流入等に伴う預金量の増

II. 報告論文

- 加、
- ② スプレッド・バンキングに伴う利鞘の安定化、
 - ③ 金利規制下での非価格競争により生じていた各種インプリット金利の削減（手数料収入の増大、人件費・物件費の削減）、
 - ④ 自由化・国際化による収益機会の拡大。

他方、マイナス要因としては、上記預金利息支払い増加のほか、各種経営リスクの増大や損失の発生（後述）による収益圧迫の可能性が予想される。また、前述のように、銀行は預金利息支払いの増大等に対しては、これまで人件費・物件費等の営業経費の削減で対処してきたが、こうした対応が今後どこまで可能かという点も大きな問題である。

以上のようなプラス・マイナス両要因のいずれがより大きいかは見きわめ難く、わが国より一足早く金利自由化に踏み切った米国でもこれまでのところ定説はないようである。²⁾ただ、金利自由化後の西ドイツで自由化実施時点を境に預貸金金利差が縮小（前掲第2表（参考）参照）していることから推測されるように、少なくとも自由化・国

際化の進展は必然的に内外での競争を激化させ、その結果、銀行の経営環境が厳しくなることはまず間違いなからう。そうした中で、各銀行の経営の巧拙が収益面に従来以上に明確に反映されることとなり、銀行間の収益格差がさらに拡大するとみてよいだろう。

(3) 経営リスク面への影響

次に経営リスク面に及ぼす自由化・国際化の影響について考えてみよう。これは、上に述べた収益面への影響とは裏腹の關係にあり、いわば潜在的な収益圧迫要因と捉えることが出来るが、それが現実の収益面に顕在化するか否かは後述のように実体経済情勢、政策対応、銀行の対応等に大きく左右される。

銀行は経営上、①金利リスク、②流動性リスク、③信用リスク、④外国為替リスク、等のリスクに直面している。³⁾最近における国際業務の拡大を踏まえると、②にはアベイラビリティ・リスクを、③にはカントリー・リスクをそれぞれ含めて捉え

2) 米国内では預金金利自由化が銀行収益に及ぼす影響について、次のような相対立する見方が存在する。

すなわち、フィラデルフィア連銀は、「自由化による預金金利上昇に伴い商業銀行全体の収益は8割方減少することとなり、諸コストの削減によっても4割方の減益は不可避である。もっとも、預金量の増加を勘案すれば減益幅はもう少し縮小しよう」との見方（Business Review 1983年3、4月号）。

これに対し、サンフランシスコ連銀は、①金利自由化に伴う価格競争への移行により預金吸収コストは全体として低下（インプリット金利の削減）、②預金に比べ割高なCD依存度の低下、③MMMF等からの資金シフトによる預金量増加、等からむしろ銀行収益の好転に繋がる可能性がある」と指摘（1984年7月13日付週報）。

また、磯田住友銀行会長は、加州住友銀行の経験として、「MMDAの導入によって平均預金金利は相対的に上昇はしたものの、MMF等からの新規資金の流入を齎した結果、預金量の増加分を外部負債返済に充てることができ、このため全体としての支払金利は若干ながら減少して、結局MMDAの導入は収益的にはプラスに働いた」と説明（磯田（1984））。

3) 銀行経営に伴うリスクは、Cooper, J. (1984) 等によれば、次の通り。

- ① 「金利リスク」 interest-rate risk — 金利変動により収益が不安定化するリスク。
- ② 「流動性リスク」 liquidity risk — 預金の払い戻し、貸付等の資金が不足し、不本意に保有資産を流動化したり、割高なコストでの資金調達を余儀なくされ、そのために収益悪化を惹き起こすリスク。
- ③ 「信用リスク」 credit risk（いわゆる貸倒れのリスク） — 満期にその資産価値全額が実現されないリスク。
- ④ 「外国為替リスク」 foreign exchange risk — 為替相場変動に伴うリスク。

II. 報告論文

るのが適当であろう。

今後の金融自由化・国際化を展望すると、上記の各種リスクは、いずれも高まる可能性が大きい。このうち、信用リスクは内外の景気動向に左右される面が大きいが、国際化に伴うカントリー・リスク増大の問題を別にすれば、銀行はこうした信用リスクの下で営業してきたのであり、また外国為替リスクについても、従来の経験とは全く異質のリスクが高まるわけではない。これに対し、金利リスクと流動性リスクは、これまで経験したことのない、ないしは新たな様相をもつて顕現する形で増大するものとみられる。

すなわち、まず金利リスクについては、わが国ではこれまで金利規制の下で常に右上がりのイーールドカーブが維持され、この結果、短期調達・長期運用の期間不対応は銀行収益に対しほぼ恒常的にプラスに作用してきた。つまり金利リスクは事実上殆ど存在しなかったと言ってよい。しかし、今後の預金金利自由化により、金利変動幅が拡大し不確実性が高まるほか、イーールドカーブが右下がりとなることもあり得、その下では上記のような調達・運用の期間不対応は銀行収益の大幅な悪化をもたらす可能性があるわけで、金利リスクは軽視し得ない存在となる。

また流動性リスクは、満期転換（maturity transformation）をその本来の機能の一つとする銀行にとっては、常につきまとうリスクである。ただ、わが国の銀行は、これまで資金の大半を国内の安定的な預金の吸収によって調達してきたことから、流動性リスクに対しては主として保有資産の流動性維持に注意を払っていればよく、またその程度も相対的に小さかった。しかし、先にも述べたように、このところわが国の銀行の資金調達に占める市場性資金の割合が徐々に高まってきており、こうした傾向は、譲渡性預金の発行弾力化やBA市場の創設等により、さらに強まることが予想される。さらに、ユーロ市場等海外から

の資金調達の増加も見込まれる。このようにして金利感応度が高く不安定な市場性資金への依存度が上昇すると、流動性リスクはさらに高まるわけであり、特に海外資金については、国内市場に比してのコルレス関係の弱さ、ユーロ市場における中央銀行の最後の貸し手としての機能の不明確さなどから、資金調達自体の困難化・不可能化といったアベイラビリティ・リスクという形での流動性リスクがより大きなものとなる可能性もある。

なお、以上のような金利リスクと流動性リスクの増大は、現在普通銀行等に課せられている負債の最長期間規制が残されたまま預金金利が自由化された場合には、銀行による自主的なリスク軽減の余地がそれだけ狭められるだけに、より一層深刻なものとなろう。また、米国等で既に盛んに行われており、今後わが国でも増加が見込まれる変動金利貸出は、一面では銀行が金利リスクを回避する有効な手段であるが、同時に金利リスクが借り手に転嫁され、その結果、借り手が投資の弾力的な修正等により金利変動に十分対応出来ない場合には、逆に銀行の信用リスクが高まるというもう一つの側面を持っていることにも留意する必要がある。

3. 銀行の対応

以上に述べたような銀行経営を巡る今後の環境の変化に対し銀行はどのように対応すべきであろうか。個別銀行の対応と銀行全体ないし銀行相互間での対応とに分けて考えてみよう。

(1) 個別銀行の対応

金融の自由化・国際化はいろいろな観点から進展するものであるが、銀行経営の観点からは、新しい経済的条件の下で金融システムの安定性を回復すると同時に、その中でより自由な競争市場での価格メカニズムを活用することによって資金配分の効率性を高めようということである。このこと

は、システムとしては安定化しても個別にみれば競争による優勝劣敗を通じて効率の悪い金融機関の整理淘汰がある程度進むことを予想しているとはいえよう。

従って、こうした経営環境の変化の中での銀行経営の基本は、自己責任の原則を踏まえた上で、経営の健全性の維持・向上を図るものでなければならない。こうした意味から、個別銀行の採るべき対応としては、従来の安易ないわゆる「横並び意識」を脱して、リスクの抑制と収益の拡大という二つの目標をいかにバランスをとって達成するかということに尽きるわけであり、具体的には、①リスク管理の強化、②収益基盤の強化、③これら両目標の達成に寄与する形での機械化の推進、ということになる。これらを若干敷衍すると、以下のようなより具体的な対応が考えられる。

イ、リスク管理の強化

(信用リスク・外国為替リスク)

まず初めに、自由化・国際化の進展に伴い増大すると考えられる各種のリスクに対し、どのように対応すべきかを考えてみよう。このうち信用リスクと外国為替リスクについては、従来に比べ格別目新しい対応策があり得るわけではなく、前者については審査能力の強化と必要に応じた担保の徴求等、また後者については為替ディーリング能力の強化や為替持高の管理等といった対応が基本になることは言うまでもない。ただ、今後の国際化の一層の進展により、これらの対応策でカバーしきれない領域の拡大も予想されるため、信用リスクについては例えば対外貸付に対する自主的なクレジット・ラインの設定、外国為替リスクについては海外支店や現法を含めた一元的な為替持高管理といった対策の重要性が高まるものと考えられる。

(金利リスク・流動性リスク)

これに対し、金利リスクや流動性リスクの増大に対しては、新たな観点からの対応が必要と

なる。まず、期間不対応による金利リスク増大への対応としては、①変動金利貸出の拡大、②貸出等運用面の短期化、③負債期間の弾力化(最長期間規制の撤廃)、④金利先物取引の活用、が考えられる。このうち前二者は、現行の制度的枠組みの下でとり得る方法であるが、借り手のニーズに左右される面が少なくなく、いずれにも自ずから限界がある。また、既に述べたように変動金利貸出は、金利リスクを回避し得るが、その反面信用リスクを高めてしまうという問題点も内包している。これに対し、後の二者を選択するためには制度改革が必要となるが、負債期間の弾力化は、銀行が資産面のみならず負債面からも期間対応度を主体的に調整出来るようになるので、金利リスクの軽減策として有効である。また金利先物取引も金利リスク全般のヘッジ手段としてかなり有効であることが米国等で認識されており、それがヘッジ取引の範囲を超えて銀行の健全性を損うことのないよう留意した上で、そのリスク軽減効果の活用をわが国でも検討してよいだろう。

次に、流動性リスクの増大への対応としては、ある程度の期間対応の確保と流動性資産の保有が基本となる。このうち期間対応の確保については、金利リスクについて述べた際にも触れたように、資産面のみならず負債面からもより弾力的に調整がなされることが望ましい。また、期間不対応を実質的に強めることになる市場性資金等の金利感応度の高い不安定な資金の調達については自ずと節度を保つ必要がある。とりわけ国際金融業務についてはユーロダラー等市場性資金への依存度が高いが、そのことに伴うアベイラビリティ・リスクの増大に対処するには、調達・運用の適正な期間対応の維持や安定的な外貨預金の調達力の強化が肝要であるほか、それと同時に緊急時に備えクレジット・ラインの供与を受けておくといったことも重要と

II. 報告論文

なろう。

(内部検査・監視体制の整備、自己資本の充実)

各種リスクの増大に対して、以上に述べたような対応を採るにしても、それが実効を挙げるためには、そうしたリスク管理が経営全般に徹底されていることが前提である。特に銀行の経営そのものを揺るがしかねない大口の貸倒れや外国為替損失といった事件はそうした間隙を以て発生しているのが実情である。そうした意味からも内部検査・監視体制の整備が従来にも増して重要な課題となろう。また、それと同時に万一リスクが顕在化したとしても、それに耐えられるよう自己資本の充実を図ることも重要な点である。

ロ、収益基盤の強化

以上のようなリスク管理の強化と同時に収益基盤の強化を図ることも重要な課題である。金利自由化により支払利息が今後さらに増加するとすれば、収益基盤の強化のためには、①新たな収益機会の開拓、②経費の削減、の両面での対策が必要となる。このうち前者については、これまでの預金金利規制の下で生じていた様々な非価格サービスに対し適正な手数料の徴求を図ることがまず考えられるほか、新たな手数料業務の開拓もあり得よう。これに加え、今後の自由化・国際化により資産運用の拡大ないし多様化の余地がそれだけ増大するわけであるので、そうした新たな収益機会を積極的に開拓していく経営姿勢も求められる。特に、低成長の下では多様化の経済性 (economies of scope) が経営効率化や収益拡大に重要な意味を持つてこよう。周辺業務の拡大や証券業務等への進出などがこれに該当する。もちろん、こうした収益機会の増大は、下手をすればリスク機会の増大でもあるわけで、そのトレード・オフ関係の中でいかにしてバランスを図るかが重要であることは言うまでもない。

次に経費の削減については、なかなか決め手がないのが実際のところであろう。しかし、これまでの金利規制下の預金競争等により生じていた経費の削減はまず第一の課題となるし、その際、一部は上記のようにコストに見合った手数料の徴求に努力する要もある。同時に、自由化進展の中でホールセール、リーテールに特化していくものとするれば、ホールセール・バンキングに向うところでは、人員の見直しや店舗の整理統廃合といった形で経費の節減を図る余地も拡大するものと考えられる。また、機械化による経営効率化の推進も引き続き重要な課題である。

ハ、機械化の推進

これからの機械化は、単に銀業業務の省力化・効率化を進めるという側面だけでなく、顧客に対する新たな商品・サービスの提供を通じて業容並びに収益の拡大に寄与するという積極的な役割をも担っていくこととなる。また、リスク管理面への活用も一段と重要になろう。

(2) 銀行全体としての対応

以上が個別銀行としての対応のポイントであるが、そのうち特に経営基盤の強化や機械化については銀行相互間ないし銀行全体として対応した方がより良い成果が挙がる場合も少なくないと考えられる。銀行業に規模の経済性 (economies of scale) が存在する与否かについては定説はないが、大規模な機械化の進展を前提にすれば、規模の経済が働く方向に動いているものとみられ、また実際にも少なくとも個々の業務ないし機能に限ってみれば規模の経済性が働くものもあると考えられるからである。例えば決済サービスの提供がそうであり、特に機械化が進むとさらに規模の経済性が高まると考えられる。従って、機械化を共同して推進するほか、こうした業務について銀行が相互に提携を行いネットワークをより広域化

II. 報告論文

することは収益機会の拡大や経営の効率化に繋がると考えられる。このほかにも、例えば各銀行の蓄積している審査情報やノウハウの共同利用といった形の業務提携も同様の効果をもたらそう。さらに銀行全体としても業務多様化を進めることが出来よう。業態の垣根を越えた業務提携の推進などである。いずれにせよ、これからは様々な金融機能を銀行業界内のみならず業際をも越えて提携することにより経営の効率化を図っていくことが増々重要な課題となろう。但し、この場合、寡占化の問題が別途あり得ることには注意しなければならない。

II. 金融自由化・国際化の進展と信用秩序の維持

1. 信用秩序とは何か

「信用秩序の維持」という言葉は、「預金者保護」という言葉とともに、論者により、また状況に応じて様々な意味や意味不明のままに使われてきたきらいがある。それが議論の混乱を招いたり、本質的な議論を妨げたりしてきた面も少なくないと思われる。そこで、まず初めに本稿で用いる

「信用秩序」の意味を明確にするとともに、それが「預金者保護」や「銀行経営の健全性」とどう関係にあるのかを明らかにしておこう。

(信用秩序の定義)

「信用秩序」とは、その字句通りに解釈すれば、「貨幣さらには金融資産一般の信頼性という問題にほかならない」(日経調(1984))。すなわちあらゆる金融債務が契約通り円滑・確実に履行されることを意味すると考えられる。これはこれで有用な定義ではあるが、余りに広義であるため反面において議論を拡散させてしまう危険を伴う。そこで本稿では、与えられたテーマに照らし議論の焦点を鮮明にする意味から、こうした広い定義のうち、「それが破綻した場合の社会的コストがきわめて大きい中核をなすもの」というように限定的に捉え、具体的には、「預金通貨を通じる決済が円滑かつ安全に行われること」と定義することとする。⁴⁾⁵⁾

信用秩序をこのように定義すると、それは、決済サービスの提供者(預金銀行)に対する決済手段の全利用者(公衆)の信認に基づいて成り立っていると言うことが出来る。ここで重要なことは、後の議論と密接にかかわってくることであるが、決済手段の利用者の信認という場合、決済手段の振

4) 目下のところは銀行預金を通じる決済が、効率性・安全性・第三者受容性の全ての面で優れているため、現金による決済を補完ないし代替するものとして広く利用されているが、「理論的にみる限り、清算に関する現金へのこうした補完機能が、もっぱら預金のみによってなされるべきであることは必ずしも自明ではない」(日向野、蟻山他(1984)所収)。現にわが国でも投資信託を利用した決済方法が始まりつつある。しかし、これは現状では安全性や第三者受容性の面で制約があり、直ちに普及するとは考えられないが、仮にそうした欠点が是正された広範に普及するようになれば、これらの決済手段の提供機関を含めて「信用秩序」を論じなければならないことは言うまでもない。

5) 学者の議論でも信用秩序の定義に明確さを欠く場合が少なくないが、以下のような記述をみる限りでは、概ね同様の定義に立っているものと考えられる。

館(1982)……「預金通貨が通貨として使われるのは、預金に対する信頼に基づいており、このような信頼が失われれば一国の信用秩序が崩壊し、通貨の急減が生ずる。すなわち、ここにはたんに零細預金者の保護以上に『信用秩序の維持』という意味が存在する」

蟻山(1982)……「信用秩序の維持は市場機構における支払決済という公共財的サービスが十分に供給されるという資源配分上の課題」

岩田・堀内(1982)……「信用秩序の維持、すなわち預金銀行組織に対する公衆の信認」

II. 報告論文

出人である預金者の信認だけでなく、その直接・間接の受取人全ての信認に基づいているということである。預金通貨による決済を現金による決済に置換えて考えてみれば明らかなように、むしろ決済手段の受取人の信認の方が重要であると言ってもよいだろう。こうした意味からも、手形・小切手法等において決済手段の受取人の保護をより厚くすることにより決済の効率・安全が図られてきた趣旨も理解出来よう。

(預金者保護、銀行経営の健全性との関係)

次に、こうした「信用秩序の維持」は、「預金者保護」や「銀行経営の健全性」とどのような関係に立つと考えられるだろうか。

まず「預金者保護」との関係から考えてみよう。この「預金者保護」という言葉も「信用秩序」と同様に様々な意味で使われることが多い。保護すべき預金の規模(小口のみか、大口も含むか)、預金の種類(決済性のものだけか、貯蓄性のものを含むか)、保護の程度(預金者の自己責任を問うか否か)、等の各要素の組合せにより広狭様々の定義が成り立ち得るからである。そうした中で、比較的多い考え方は、預金者保護の根拠を社会的公正に求め、「預金者保護」を小口預金者の全ての預金の安全が無制限に保証されることと捉える考え方である。つまり小口預金者は取引銀行と対等な地位に立ち得ず、また預金の安全性を自ら確認する手段や能力を持っていないため、これを保護しなければならないと考えるわけである。

本稿では、これに加え、預金者保護のより本質的な根拠はそれが信用秩序ときわめて密接にかかわっている点にあると考えたい。すなわち、預金者が特に保護されなければならないのは、他の金融取引にかかわる債権者とは異なり、仮に預金者が保護されないとすれば、預金特に預金通貨への公衆の信認が失われ、信用秩序が動揺する要因を抱え込むことになるからである。このように考えると、預金者保護とは、現金通貨に対するのと同程度に

おいて預金通貨に対する公衆の信認が裏切られることがないということであり、具体的には、事実上可能かどうかは別として建前としては「決済性の預金の安全が大口・小口を問わず無制限に保証されることである」と言える。なお、ここで決済性の預金という場合には預金の形式としてではなく、実態的な機能として捉えている。また、保護の程度については、後に述べるように、大口預金者に対しては自己責任原則を取入れることにより限定的に捉えようとする考え方もあり、それはそれで説得力を持ち得る。しかし、決済システム動揺の際には、特に機械化の進展で資金移動の激しさが大きな問題である以上、初めから大口預金に枠をはめてしまうことは必ずしも適当ではないと思われる。

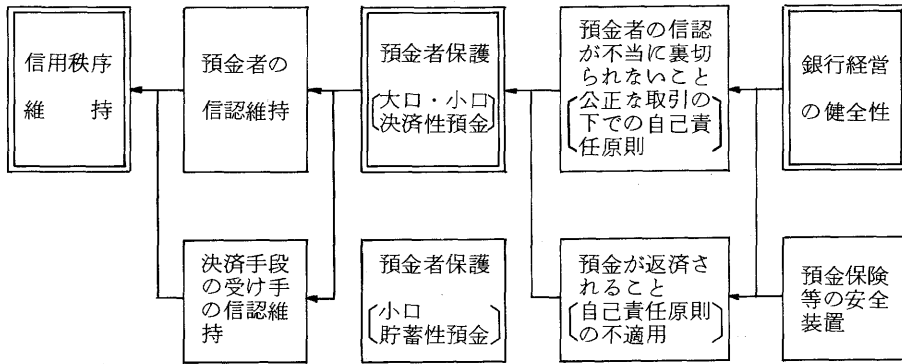
次に「銀行経営の健全性」との関係はどうか。銀行経営の健全性が維持されていれば、預金者は保護され、その結果信用秩序が維持される。従って、「銀行経営の健全性」は「預金者保護」や「信用秩序の維持」のためのきわめて重要な条件であることは言うまでもない。しかし、それは不可欠の条件では必ずしもない。仮に銀行の健全性が損われたとしても、預金保険等の代替手段によっても預金者の保護や信用秩序の維持は可能であるからである(後述)。なお、以上の三者の関係を図示してみると、第1図のようになる。

2. 信用秩序維持のための諸手段の評価と今後のあり方

このようにして捉えられた信用秩序が今後の金融自由化・国際化の進展によりどのような影響を受けるのか、またそうした状況の下で信用秩序を維持するためにはどうすべきか、について次に考えることとするが、その前提として、逆にそもそも信用秩序はどのようなメカニズムで動揺し破綻するのか、また過去におけるケースから得られる教訓は何か、という点を整理しておくことが有益

II. 報告論文

第1図 信用秩序維持、預金者の保護、銀行経営の健全性の関係



であろう。

(1) 信用秩序破綻のメカニズム

信用秩序がどのような要因によりどのような過程を経て動揺し破綻に至るのかを大まかに図示してみたのが第2図である。これからもわかるように、信用秩序破綻のメカニズムは、①内外経済環境の変化による銀行システムの不安定化、②個別銀行の経営悪化・倒産、③銀行システム全体への波及、④これら①～③の各段階での防止装置の欠如ないし不備、という四つの段階を経て進行するといえる。

すなわち、まず第一の点は、内外経済環境の変化である。これは①金融自由化・国際化等の金融環境の変化と、②インフレ、不況等の実体経済の変化とを含めて捉えることが出来る。これらの環境変化は、後述のように、銀行収益及びリスクに影響を及ぼし銀行経営の悪化ないし不安定化をもたらす可能性がある。

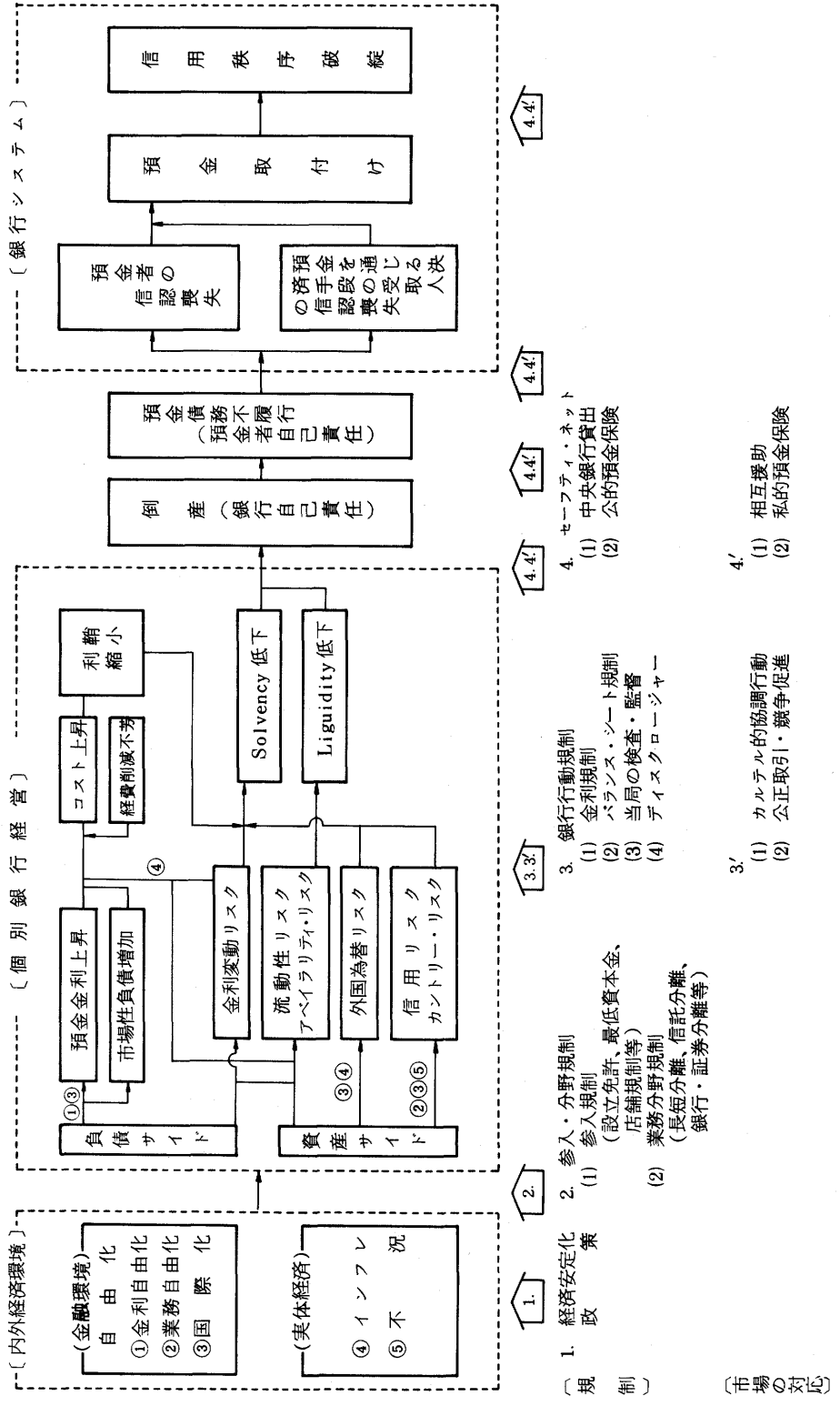
第二の点は、こうした内外経済環境の下での銀行経営の悪化と倒産の発生である。銀行の倒産は、現象的には liquidity が枯渇して日々の資金決済がつかなくなることであるが、その背景にある根因として solvency の毀損がある。銀行の solvency が毀損される要因としては、①資金

調達・運用の利鞘縮小に伴う慢性的な収益悪化によるものと、②諸リスク特に信用リスクや外国為替リスクの顕在化に伴う損失発生によるものがあるが、このうち後者が直接の引金になるのが一般的である(後述)。

第三の点は、個別銀行の倒産の影響が銀行システム全体に波及することである。波及のルートとしては、①銀行相互間の債権債務関係を通じるものと、②預金に対する公衆の信認の喪失を通じるものがあるが、特に後者は広範な預金取付けを誘発し、銀行システム全体にきわめて大きな影響を及ぼすことは言うまでもない。

以上は銀行システムのサイドに限定した信用秩序破綻のメカニズムであり、こうしたメカニズムが自動的に進行するわけではもちろんない。上記メカニズムの各段階において、その進行を喰い止める安全装置があり得るからである。すなわち、上記第一の点である内外経済環境の変化に対しては、金融財政政策等によりその安定化を図ることが可能である。また、個別銀行の経営に対しては、各種の規制や市場の対応によりその健全性を維持させることが出来る。さらに、仮に、個別銀行の倒産が発生したとしても、中央銀行貸出や預金保険等のセーフティ・ネットによりその影響が銀行システム全体に波及するのを防止することが出来

第2図 信用秩序破綻のメカニズム



II. 報告論文

る。これらの各段階における安全装置が欠如していたりその機能が不十分であれば、上記のメカニズムが進行し、結局信用秩序の破綻にまで行き着いてしまうわけである。

(2) 過去における信用秩序動揺の事例から得られる教訓

これまで銀行の倒産が信用秩序の破綻にまで波及した事例としては1920年代末の米国、ドイツ、日本等における金融恐慌が典型的であるが、その後もこれに比べれば深刻さの程度は軽いものの銀行の倒産から信用秩序が動揺する事態が何度か発生した。最近では米国におけるコンチネンタル・イリノイ銀行の倒産が特筆されるが、1974年前後の英国、米国、西ドイツ等における信用不安、すなわち、英国のsecondary banking crisis、米国のフランクリン・ナショナル銀行の倒産、西ドイツのヘルシュタット銀行を始めとする個人銀行の倒産等も今なお記憶に新しい。このほか、米国におけるファースト・ペンシルバニア銀行(1980年)、貯蓄金融機関(80~81年)、ペン・スクエア銀行(82年)等の破綻や西ドイツにおけるSMH銀行の破綻(83年)も信用秩序に少なからぬ影響を与えた事件であった。

第4表は、これらの事例(1920年代末の金融恐慌についてはわが国の昭和恐慌で代表)について、その原因を①当時の実体経済情勢、②銀行経営、③銀行に対する規制・監督、④事後的措置、の各面から簡単に整理したものである。これらの事例から、信用秩序が動揺ないし破綻した(あるいは破綻に至らなかった)原因として次の諸点を指摘することが出来る。

まず第一の点は、いずれの事例も不安定な実体経済の下で発生していることである。わが国の昭和金融恐慌が第一次大戦後の反動恐慌とその後の慢性不況の中で発生したのを始め、その他の事例も、①変動為替相場制への移行に伴う為替相

場変動の拡大、第一次石油危機前後のインフレ激化とその後の不況(フランクリン・ナショナル銀行、secondary banking crisis、ヘルシュタット銀行)、②第二次石油危機後のインフレ激化とその後の不況(ファースト・ペンシルバニア銀行、貯蓄金融機関、ペン・スクエア銀行)ないし長期に亘る景気低迷及び累積債務問題の深刻化(SMH銀行、コンチネンタル・イリノイ銀行)、等を背景に発生している。

第二の点は、こうした経済環境の中で銀行経営が放漫に流れ、各種のリスクを顕在化させてしまったことである。いずれの事例でも、銀行倒産の発端は、信用リスク、外国為替リスク、金利リスクのうちの一つまたは複数のリスクの顕在化によりsolvencyが毀損されたことであるが、それに加えて、不安定な市場性資金への過度の依存が経営不安による資金の急激な流出を招き行き詰ったケースも少なからず見受けられる(昭和金融恐慌、secondary banking crisis等)。

第三の点は、こうした不健全な銀行経営に対し、規制・監督等による事前的なチェックが十分働かなかつたケースが少なくないことである。例えば、昭和金融恐慌当時のわが国では銀行法は存在せず、銀行に対する検査・考査もまだ実施されていなかったほか、英国のsecondary banking crisisにおいても、secondary banksは当時英蘭銀行の規制・監督の対象外に置かれていた。また、西ドイツのヘルシュタット銀行やSMH銀行の破綻については、銀行が財務諸表の粉飾や虚偽の報告を行ったり、規制の及ばない海外現法を通じる営業活動を拡大したこと等から、当局による実態把握が遅れた。コンチネンタル・イリノイ銀行についても、経営破綻に至る前に公的当局が何らかの措置を採り得たのではないかといった指摘もなされているようである。

第四の点は、銀行の破綻に対する事後的な対応の差異が信用秩序破綻への波及の有無を分けたこ

第4表 過去の主要な銀行倒産・信用秩序動揺の原因等

原因等	米					英	国	西	イ
	日	本	1974年	1980年	1982年				
1. 実体経済情勢	昭和金融恐慌(台湾銀行等)	1974年フラウンクナショナル銀行倒産 【国法銀行、資産規模約39億ドル】	1980年フォーバニア銀行倒産 【国法銀行、預金量約53億ドル(当時)】	1982年ペン・スクエア銀行倒産 【国法銀行、資産規模約4.4億ドル(81年末)】	1984年コンチネンタル・イリノイ銀行倒産 【国法銀行、資産規模約42億ドル(83年末)】	1974年ヘルンシュタット銀行倒産 【個人銀行、資産規模約20億マルク(73年末)】	1983年S M H銀行倒産 【個人銀行、資産規模約22億マルク(82年末)】		
2. 銀行経営(利益、リスク、経営態度等)	第一次大戦後の反動恐慌とその後の慢性不況	・フロート制移行に伴い為替レート変動幅拡大 ・第一次石油危機後のインフレ率急化とその後の不況	・第二次石油危機後のインフレ率急化とその後の不況	・第二次石油危機後のインフレ率急化とその後の不況	・第二次石油危機後のインフレ率急化とその後の不況	・第二次石油危機後の景気低迷	・外国為替リスク ・為替投機の失敗 ・大口融資の失敗 ・流動性リスクの急増 ・財務諸表の粉飾	・信用リスク ・特定企業に対する大口融資の失敗 ・大口融資につきは、海外見込を通じる融資に及る規制回避	
3. 銀行に対する事前的規制・監督	・信用リスクの拡大 ・大口融資先の経営悪化 ・流動性リスクの拡大 ・無担保コールローン市場借入に過度に依存 ・公的当局の救済への安易な期待に基づく新設専断	・流動性リスク ・MMF等への預出 ・金利リスク ・MMF、SSC等の導入による調達コストの上昇 ・他方運用は固定レートによる長期貸出が主体	・金利リスク ・債券運用の失敗	・信用リスク ・企業倒産への関連融資の急増 ・中東米向け融資の急増 ・流動性リスク ・円連不償債 ・市場借入時に海外資金に過度に依存	・信用リスク ・関連融資の急増 ・中東米向け融資の急増 ・流動性リスク ・円連不償債 ・市場借入時に海外資金に過度に依存	・信用リスク ・特定企業に対する大口融資の失敗 ・大口融資につきは、海外見込を通じる融資に及る規制回避	・銀行規制・監督体制の不備 ・規制回避による実態把握の遅れ	・銀行規制・監督体制の不備 ・規制回避による実態把握の遅れ	
4. 事後的措置	・預金保険不存 ・LRRへの過度の依存とその後の打ち切り	・LRR実行 ・大手行との間でワテララファラント(担保付)借入取極 ・European Bankによる買収	・FDIC、民間銀行画者による救済融資 ・LRR実行 ・民間銀行による与信枠	・LRR実行 ・FDICによる保除金支払い(大口預金切捨て)、新国法銀行設立	・FDIC、民間銀行による救済融資 ・LRR実行 ・民間銀行による資本参加	・預金取消 ・連動倒産防止のためアンデスタスバンクは金融調節を緩和 ・大手行による救済融資	・預金保険機関による貸出 ・Liko-bank貸出 ・大手行による救済融資		
<参考> 当該事件の教訓等に基づくその後の対策	・銀行整理・合同促進 ・銀行法制定(28/1) ・営業資金 ・他業の禁止 ・銀行監定 ・日銀審査開始(28/3)	・預金保険限度額を2万ドルから4万ドルへ引上げ(74/11)	・預金保険限度額を4万ドルから10万ドルへ引上げ(80年法)	・預金保険制度の権限強化(82年法)	・下記対策を検討 ・自己資本比率規制強化 ・ディーレ強化 ・預金保険制度見直し(リスク連動倒産誘導)	・海外子会社業務の報告徴求強化 ・信用制度法改正促進 ・連動倒産防止 ・大口融資規制強化	・Liko-bank設立(74/9) ・外資子会社による預金(74/10) ・預金保険制度拡充(76/5) ・信用制度法改正(76/5) ・大口融資規制強化 ・銀行監督権限強化 ・個人銀行新設禁止		

II. 報告論文

とである。すなわち、昭和金融恐慌においては、預金保険制度が存在しなかったこともあって、事後的な対応は専ら中央銀行貸出に依存せざるを得ないところとなり、その限界から信用秩序が破綻するに至った。これに対し、その他のケースでは、銀行倒産の影響度が相対的に小さかったこともあるが、それに加えて預金保険制度や中央銀行貸出、業界の相互援助、等の事後的な対応が効果的に機能したこともあって、信用秩序は維持された（もっとも、英国の secondary banking crisis においては、当時まだ預金保険制度が存在しなかったため、英蘭銀行貸出への依存がきわめて大きかった）。

なお、このような信用秩序の動揺の教訓に基づき、各国では、銀行に対する事前的規制・監督の強化や事後的対応策の整備等の対策が採られている（具体的内容は第4表下欄の〈参考〉を参照）。

(3) 自由化・国際化等が信用秩序に及ぼす影響

今後の金融自由化・国際化及び機械化の進展により信用秩序はどのような影響を受けることになるだろうか。この点については、既に銀行経営に及ぼす影響について述べたこととも一部重複することになるが、次のようなプラス・マイナス両面の影響が考えられる。

（プラス面）

プラス面としては、第一に金融自由化・国際化により銀行業務の拡大ないし多様化が可能となり、その結果、新たな収益機会の拡大やリスクの分散を通じて銀行経営の健全性が高まることにより信用秩序の安定性が増す可能性があることが指摘出来る。

プラス面の第二は、金融の自由化により不健全な銀行の整理淘汰が進むと考えられるが、このことは、その過渡期においてはともかく、長期的には信用秩序の安定化をもたらすとみられることである。

（マイナス面）

これに対し、マイナス面としては次のような様々の可能性が予想される（前掲第2図参照）。すなわち、第一に、金融自由化・国際化に伴う競争激化により、銀行全体としてはともかく、その中での格差が拡大し、収益悪化をきたす銀行が増加する可能性があることである。第二に、前述のように、銀行経営に伴う各種リスクの増大が予想される一方で、リスクの管理が従来より困難になる可能性があることである。そして、このようリスクの変化の下では銀行倒産の確率が高まると考えられる。第三に、金融自由化・国際化と時を同じくしてエレクトロニック・バンキングが急速に進展しており、これが問題を複雑にしている。つまり古典的な信用秩序の動揺ではなく、新たな形で動揺する可能性があり、それだけ一旦緊急の事態となれば、かつてに比べて深刻度が増すに違いない。具体的には、①システム・リスク（対顧客資金決済と銀行間資金決済とのタイム・ラグに伴う銀行相互間の与信リスク）が増大する可能性があるほか、②預金者の信認の変化がドラスチックな行動（カードを用いて手近な店舗での迅速かつ大量の預金引出ししないし預け換え — 取付けにあっていても可視的ではない）となって表面化する可能性が高まるが、それへの対応は著しく困難である。

なお、わが国では公的当局の規制監督が重要な機能を果たしてきたが、銀行行動の急速な変化の下で、監視の目がどこまで行き届くかという問題もあろう（この点は、銀行数が特に多いというわけではなく、米国ほど深刻ではないが）。

以上のようなプラス・マイナス両面のいずれが大きいかは、それを長期でみるか短期でみるか等によっても異なるわけで一概には言えないが、少なくとも特に過渡期においてマイナス面が従来

以上に尖鋭な形で顕在化する可能性は高まるとみてよいだろう。すなわち、決済システムの連鎖が部分的にせよ切れ易くなると考えて、対策を練っておいた方が安全である。

(4) 信用秩序維持の基本的メカニズム

では信用秩序を維持するためにはどのような対応があるのだろうか。今後におけるその望ましいあり方については次の(5)で考察することとして、ここでは信用秩序維持の基本的なメカニズムとそこでとり得るいくつかの選択肢について整理しておこう。

前述のように、信用秩序の本質は預金通貨を通じる決済システムの円滑かつ安全な稼働にあると考えられ、こうした信用秩序が維持されることにより、経済取引の効率向上と拡大を通じて国民経済全体の厚生の向上がもたらされることになる。すなわち、信用秩序の維持には公共財としての側面がある。このことは、信用秩序の維持のためには少なくとも何らかの規制による公的当局の関与が必要であるということの一つの重要な根拠となる。もちろん、このことから直ちに規制のみが唯一の方法であるということにはならず、市場構成主体の自主的な対応も有効な方法であろう。そして、これらの両者は、相互に補完ないし代替し合う関係に立つほか、規制が市場の対応を促進するという側面もあると考えられる。

信用秩序維持のメカニズムとは、要するに前述した信用秩序破綻のメカニズム（前掲第2図参照）を①どの段階で、②どのような手段を用いて断ち切るのかということである。

このうち第一の点は、個別銀行の経営破綻を防ぐこと（第一段階）と、個別銀行の経営破綻の影

響が銀行組織全体に波及するのを防ぐこと（第二段階）とのいずれの段階をより重視するのかということである。また、第二の点は、これらの段階に応じてどのような手段を選択するのかということである。選択する手段のうち、主として上記第一段階を対象とするものを個別的措置、主として第二段階を対象とするものを総合的措置と便宜上呼んでおこう（ここで総合的措置というのは、それにより第一段階の効果も含んでいるからである）。こうした個別的措置ないし総合的措置としては、規制や市場の対応に属する様々の手段が存在し得る。それを大まかに整理したのが第5表である。

以上のような諸手段の中で、わが国では、戦後これまで個別銀行の倒産防止を重視し（いわゆる護送船団方式）、a、b₁、c、d、f、の諸手段を活用することによって、それに成功してきた。こうして現実には、事態が第二段階に立ち至らずに済んできたとみられるが、仮に第二段階に至った場合には主としてg、i、によって対応するという枠組みを選択してきたと言ってよいだろう。

これに対し、前述のように、個別銀行の倒産防止は必ずしも信用秩序維持のための不可欠の条件ではなく、上記第二段階での対応によっても信用秩序の維持は可能であるわけであり、こうした考え方に立ってg、h、i、に重点を置く信用秩序維持の枠組みも存在する。米国におけるこれまでの対応がそうである。もっとも、最近の米国においては、上記第二段階を重視する基本的枠組みの中で、第一段階における対応をb₂、e（特にe）により強めようとする動きが出てきている。

なお、以上のいずれの枠組みを採るにしても、信用秩序に悪影響を及ぼす实体经济の不安定要因

6) 「規制とは民間主体の行動に対する国家の干渉であり、消極的、積極的の両面にわたり、また高権の干渉、非高権の干渉の両者を含む」（金沢（1980））。この定義に従い、以下では預金保険等の公的セーフティ・ネットも規制の一種と捉え論じることとする。

II. 報告論文

第5表 信用秩序維持手段の分類

措置 手段	個 別 的 措 置	
	I. 個別銀行の倒産防止	II. 銀行システム全体の動揺防止
規 制	a. 参入規制・業務分野規制 b. 銀行行動規制 b ₁ . 金利規制 b ₂ . バランス・シート規制、検査・監督 c. 中央銀行貸出	g. 中央銀行貸出 h. 公的預金保険
市場の 対 応	d. カルテル的協調行動 e. 公正取引・競争促進 f. 相互援助	i. 相互援助 (j. 私的預金保険)

(インフレ、不況等)を除去することが信用秩序維持の前提として重要であることは言うまでもない。

(5) 今後の信用秩序維持のあり方

以上に述べてきたことを踏まえて、最後にこれからの金融自由化・国際化の進展下における信用秩序維持のあり方について考えてみよう。ここで検討すべきことは、(4)で指摘した信用秩序維持のメカニズムのうちどのような枠組みを選択するのが適当か、また、そのためにはどのような手段の整備が必要かということである。

イ、今後のあり方を考える際のポイント

これに対する解答を導き出すためには、少なくとも次の諸点を踏まえることが必要であろう。

まず第一に、自由化・国際化の目的である資金配分の効率促進、所得分配の公正向上と矛盾しない(ないしその程度の小さい)内容の信用秩序維持システムでなければならない。

第二に、従来の金融に対する競争制限的な諸規制は、元来は信用秩序維持のためのものであったが、それを維持することは、オープン市場の顕著な発展の下でかえって金融システム不安定化のもととなっていることに留意しなければならない。従って、金融自由化といっても全て

の規制を撤廃するというものではないと考えられるが、仮に規制が必要であるとしても、市場メカニズムを阻害するような規制は極力避けることが望ましい(前述の表現によれば第5表のa、b₁からb₂へのシフト)。

第三に、第二の意味からすれば、個別的措置のうち競争制限的規制は大きく後退するので、特に自由化・国際化の進展下では、総合的措置の果たすべき役割が大きくなると考えられる。ただ、個別的措置(b₂、e、fが中心になる)と総合的措置は補完的な関係にあり、両者よくバランスがとれることが必要である。総合的措置への負担が過大なものにならないよう留意する必要がある。

ロ、信用秩序維持のあり方

これらの点を踏まえると、今後の信用秩序維持のための望ましい対応としては、①市場機能の活用、②総合的措置の役割強化、③個別的措置の見直し、④国際化への対応の強化、⑤経済安定化政策の推進、等の諸点が考えられる。以下やや詳しくみてみよう。

(イ) 市場機能の活用

まず、上記第一の条件にかなり信用秩序維持の方策は自己責任原則に立った市場自身の対応であろう。その意味で、預金金利の自由

II. 報告論文

化に合わせて銀行経営のディスクロージャーを一層充実させていけば、少なくとも大口預金の金利形成において個別の銀行経営に対する預金者の評価が織込まれるようになり、その結果、銀行がより低利で資金調達を行うためには経営の健全化を進めざるを得ないという形で信用秩序にも好影響が及ぶことが期待される。ただ、後にも述べるように、決済性預金や小口預金の市場についてこうした市場機能の効果に過大の期待をかけることは必ずしも適当ではないと考えられる。すなわち、決済性預金については、前述のように、決済システムの円滑かつ安全な稼働は預金者のみならず決済手段の直接・間接の受取手を含む全ての利用者の信認の上に成り立っている。そこで、仮に決済システムを利用している預金者に対し自己責任の考え方を取入れることにすると、預金者が取引銀行の選択を迫られるだけでなく、決済手段の受取手もまた支払い場所となる銀行を選別することが必要となる。このように、決済性預金については、その安全性のもつ外部効果が大きいので、市場の監視による銀行経営の健全化促進というメカニズムを働かせることに伴う社会的コストがきわめて大きくなる可能性がある。また、小口預金については、ディスクロージされた情報の内容を判断する預金者の意欲や能力の問題があろう。すなわち、ディスクロージされた情報の入手やその内容判断には一定のコストを要するわけであり、小口預金者にとってはそうしたコストを支払ってまで僅かの預金の安全に注意するというインセンティブは働かないかもしれない。その場合には、ディスクロージャーを充実させても市場の監視機能に余り多くを期待することは無理であろう。

(四) 総合的措置の役割強化

従って、信用秩序維持のためには市場機能

の活用だけでは不十分である。また今後の金融自由化・国際化の下では、不健全な銀行が整理淘汰されるのは当然であり、またその確率も高まると考えられるため、総合的措置の役割は重要になる。

(中央銀行貸出の役割と限界)

総合的措置としては、前述のように規制面では中央銀行貸出と公的預金保険があり、また市場の対応面では銀行による相互援助があるほか、私的預金保険も考えられる。

これらの諸手段の中で、信用秩序維持のための最終的な役割は、従来同様中央銀行貸出が担うべきであり、また担わざるを得ないと考えられる。すなわち、前述の通り、信用秩序の根幹は決済システムの円滑かつ安全な稼働であり、特に預金通貨を通じる支払決済が停滞することなく円滑に行われることを保証する流動性の最終的な供給者は中央銀行しか存在しないからである。しかし、中央銀行貸出にはこのような任務に対し機動的かつ弾力的に対応し得るという長所がある反面、その運用如何では、次のような問題点があることにも留意しておかなければならない。すなわち、中央銀行貸出の運用が緩きに流れ、銀行の流動性不足への対応の限度を超えて実行されると、solvencyに問題のある銀行をも救済・温存してしまいことになり、またその結果、金融政策に齟齬をきたすことにもなりかねないという点である。しかし、その反面で、現実信用秩序の破綻が懸念される状況に立ち至った場合には、中央銀行は、solvencyに問題のある銀行をも救済（最終的に存続させるか否かは別として）せざるを得ないこともあるわけである。こうした意味で、最後の貸し手としての機能の発動と停止の判断は、後にも述べる銀行のモラル・ハザードの問題とも絡み、きわめて難しいのが実情である。因

II. 報告論文

みに、昭和金融恐慌時における中央銀行貸出の機能についても相異なる評価がなされており、この問題の難しさを物語っている。⁷⁾

(他の手段による補完)

中央銀行貸出に伴う上記のような問題点をも踏まえると、信用秩序維持の役割の一部は公的預金保険や銀行の相互援助といった他の手段により補完されることは検討に値する。このうち、公的預金保険は、銀行の倒産により支払い不能となった預金を倒産銀行に代わって支払うものである以上、決済システムの円滑な稼動を直接的に保証することは出来ないわけであり、こうした意味から預金保険は、中央銀行貸出に代替し得るものではない。しかし、預金保険は、預金の資産価値を最終的に保証することにより、無用の預金取付けを防止することが出来るわけで、その結果、決済システムの安定性を増すことによって中央銀行貸出にかかる負担の軽減を可能にするという外部効果を持っているといえる。また預金保険は、中央銀行貸出に比べ発動の条件が客観的であるという長所も備えている。

公的預金保険のほか、市場自身の対応として、銀行業界の相互援助も重要な補完手段である。信用秩序が維持されていることにより、銀行はいずれも外部効果を享受しているわけ

であり、そうした利益に見合うコスト負担をすることは当然であると考えられる。⁸⁾ その一つは上述の預金保険料の支払いであり、今一つは相互援助のための資金拠出である。銀行業界の相互援助制度は、現在相互銀行等の下位業態において設けられているが、こうした手段が上位業態をも含めより広範に整備されることも検討に値しよう。

なお、最近の米国では、破綻銀行の処理方法として預金承継や救済合併等の措置が採られるケースが増加してきており、今後のわが国においても参考になる点が少なくない。ただ、こうした措置は、本来銀行の経営判断の問題であると考えられるほか、仮にこれを円滑に取運ぶ制度的枠組みを整備しておくのが適当であるとしても、米国のように預金保険制度の機能として捉えなければならない必然性はない。わが国においては、歴史的にみても中央銀行の最後の貸し手としての機能や政府の勸奨斡旋をバックにしたとき銀行合併が円滑に進んだケースが多かったという事情を忘れてはならない。

(銀行のモラル・ハザードの防止)

以上のように、今後は総合的措置の役割の強化が必要になると考えられるが、その反面で、こうした総合的措置がより万全なもので

7) 主要な論評は次の通り。

結城(1970) 「日銀が近江銀行を見放したことが混乱を大きくした原因。」

堀江(1927) 「……又パニックの起った後に、或る程度の非常貸出を行って、市場の安定を謀り、以ってパニックの蔓延する勢を遮断しなければならぬ道理であったのに、当時の日本銀行は是等の用意に全然欠けて居った。」

深井(1941) 「情勢の進むに従い、……世間の日本銀行に期待する所は益々大きくなり、日本銀行は財界の救済を一手に引受くるの責任ありとするが如き言議さへ聞くに至った。」

「心構へを改むるには救済の容易に頼むべからざることを知らしめなければならない。」

大阪朝日新聞(1970) 「銀行はたとえ不良状態にあっても、いざとなれば当局が救済してくれるという肚があるから整理を断行しようといふ誠意が欠けてゐるのである。」

8) 井上(1970)は、昭和金融恐慌の教訓として次のように指摘。「銀行は相互の間に非常に密接なる関係があって、我一人健全なれば他は如何に不健全なりとも我関せず焉との思想は大いなる誤であったことである。」

あるほど、その対象となる銀行の経営が甘くなり、リスク・テイキングな行動を誘発するという弊害を伴うという点にも留意する必要がある。いわゆるモラル・ハザードの問題である。従って、総合的措置の役割を強化する際には、それに伴う弊害の防止策を併せて講じておくことが重要である。

こうした銀行のモラル・ハザードを防止する手段としては、大別して、①銀行の資産負債の選択に対する規制や監督、②総合的措置の改善(市場機能の加味)、の二つがあると考えられる。このうち、前者は従来から行われてきたものであり、個々の手段については今後見直す必要がある(後述)にせよ、基本的にはその重要性は低下するわけではない。これに対し、後者は総合的措置自体に市場機能を働かせる要素を組込むことが考えられる。その具体的な方法としては、中央銀行貸出や銀行相互の援助貸出に対し罰則金利を適用することが考えられるほか、預金保険についても、①銀行が支払う保険料率を個別銀行毎にそのリスクの程度に応じて差別化する、いわゆるリスク連動保険料制度の導入、②銀行の倒産に伴う損失の一部を預金者に負担させること(被保険預金範囲の事実上の縮小)、及びこれら両者の併用が考えられる。これらのうち、預金保険制度の改革は最近の米国において真剣に検討されていることはよく知られている通りである(詳細は太田(1985))。

これらの方法は、いずれも市場機能により銀行の健全経営を強制する有効な手段と考えられる。しかし、このうち、リスク連動保険料制度の導入等の預金保険制度の改革については、そもそも銀行のリスクを的確に計量化出来るかという技術的な問題があるほか、それを別にしても以下のような信用秩序を不安定化する要素が内在している点に留意する必

要がある。

すなわち、リスク連動保険料制度により不健全な銀行が自主的に経営節度を高めるよう仕向けるためには、これらの銀行の保険料率の絶対水準を高リスク高収益資産への運用の機会費用に見合うまで高くすることが必要であるが、それが現実的な方法といえるか疑問であろう。

従って、不健全な銀行の保険料率を過大なものとせず、しかも経営の改善を促す方法としては、個別銀行毎の保険料率を公表することにより市場の監視機能を働かせることが考えられる。その場合、市場の監視機能はディスクロージャーのみで高まるわけではなく、これをもとに顧客に対し何らかの自己責任を負わせない限り実効は期し難いと考えられる。これは、まさに最近の米国において FDIC 等が志向しつつある考え方である。

しかし、このような保険料率のディスクロージャーとその下での大口預金者に対する自己責任原則の適用という方法は、むしろ信用秩序を動揺させる可能性があると考えられる。すなわち、こうした方法は、広く公衆の信認の上に成り立っている決済システムの構成主体である預金者に対しても自己責任を問うことになり、その結果、預金者が取引銀行の選択を迫られるだけでなく、決済手段の受取手もまた支払い場所となる銀行を選別することが必要となるわけであり、その社会的コストはきわめて大きなものになると思われる。また、こうした預金者による銀行の選別の結果、預金の移し替えがより頻繁に行われ、決済システムの動揺を拍車するかもしれない。これとは逆に預金者等がこうした監視コストの負担に耐えられず厳しい銀行選別を行わなくなっても、やはり同様に決済システムは不安定化要因を抱え込むことになる。

II. 報告論文

なお、以上では保険料率のディスクロージャーを前提に議論を行ったが、仮にディスクロージャーを行わなくとも、差別的な保険料率は自ずと明らかになると考えられる。なぜなら、自らの保険料率が平均より低い銀行が、自らそれを公表することにより低利で資金調達を図ろうとするのは自然の成り行きであり、その結果、自ら保険料率を公表しない銀行は相対的に不健全な銀行であるということが判明してしまうからである。

(ハ) 個別的措施の見直し

以上みてきたように、総合的措施に伴う銀行のモラル・ハザードを防止する手段として市場機能に依存することには自ずと限界があることは否めず、やはりその役割のかなりの部分は従来同様個別的措施が担わざるを得ないと考えられる。もっとも、このことは、既に述べたように従来行われてきた個別的措施を今後もそのまま存続させることが妥当であることを意味するわけではない。特に、これからの金融自由化・国際化の目的である資金配分の効率や公正をより高めようとする中にあっては、市場メカニズムを阻害する規制等は極力用いないようにすることが望ましい。こうした意味から、業務分野規制等の競争制限的規制ではなく、バランス・シート規制の活用を図っていくことが適当であると考えられる。

(バランス・シート規制の活用と検査・考査の強化)

わが国では、現在、バランス・シート規制としては、自己資本比率規制、預貸率規制、大口融資規制、為替持高規制、流動性資産比率規制、等々きわめて多岐に亘る規制が実施されているが、実際には自己資本比率規制のように実態と大きくかけ離れ、実質的に有名無実化している規制も少なくないのが現状であ

る。本稿では、これら各種のバランス・シート規制のあり方を個別に検討する余裕はないが、少なくとも言えることは、銀行のモラル・ハザードを防止し、かつ今後の金融環境の変化の中で銀行の経営を危くするリスクの増大に対応するものとして、大口融資規制、為替持高規制、自己資本比率規制、流動性資産比率規制の重要性が一段と高まると考えられ、その実効性を確保することが必要であるということである。

ただ、その際留意すべきことは、これらのバランス・シート規制は銀行の健全経営を強制する手段として有効であり、また公平かつ客観的であるという点でも望ましい手段であると考えられるが、その反面、①適正な規制水準を判定するのが困難、②バランス・シート規制のみで経営の健全化を図るのは不十分、等の限界があることである。こうした意味から、バランス・シート規制の遵守状況をチェックするとともに、経営の実態をよりきめ細かく把握する手段として検査・考査の存在意義があるわけである。特に、今後の金融自由化・国際化の下で銀行経営の大きな変化が予想されるだけに、検査・考査を通じる公的当局の監督の重要性はさらに高まると考えられ、そうした銀行経営の変化に対応し得る検査・考査体制の整備を図ることが必要であろう。また、銀行業務の多様化の下で、例えば米国における企業に対するOPバックアップ・ライン設定のようなオフ・バランス・シート取引が増大する可能性も考えられるが、それが安易に流れることのないようチェックすることも重要となる。

(業務分野規制の見直し)

わが国では現在、長短金融の分離、銀行・信託の分離、銀行・証券の分離等の業務分野規制が実施されている。これらの規制は、一

II. 報告論文

方では、前述のように金融国際化の進展により揺さぶりを受ける中で形骸化ないし垣根の低下が進むものとみられるが、そうした実態の変化とは別に、そもそもこれらの規制は今後どうあるべきかという視点から検討を加えることも増々必要になってこよう。これらの各種規制を評価する際のポイントは、①規制の目的、すなわち当該規制の必要性とその根拠、②規制の弊害、③規制撤廃に伴うマイナス面への対応方法、等であろう。

上記三つの規制につきこれらの視点から簡単に整理したのが第6表である。このうち、長短分離、信託分離については、規制創設時にその主な目的とされた当該専門金融機関の保護育成による長期資金の安定供給ないし信託資産の提供等の必要性はかなり後退してきていることは否めないところであろう。また、専門金融機関による方が効率的な資金供給が確保出来るという当該金融機関の主張が仮に正しいとしても、それは規制によって他業態の参入を禁止する正当な理由には

ならないであろう。なぜならば、仮に垣根が撤廃され他業態が参入しても専門機関には太刀打ち出来ないはずであるからである。このように規制の必要性が後退している反面、規制の弊害については、長短分離による普通銀行の金利リスク・流動性リスクの増大(前述)、信託分離による寡占利潤発生の可能性、等の問題点が今後さらに大きくなると考えられる。以上の点を踏まえると、長短分離、信託分離の規制は緩和・撤廃の方向で見直すことが適当であると考えられるが、その際には、他業態との店舗等の面での競争上のイコール・フットィングを図るといった配慮が必要であろう。ただ、この点についても、今後のエレクトロニック・バンキングや金利自由化の進展下では、店舗数等従来はハンディであったものが引続きそうであるとは限らないということに留意すべきであろう。

銀行・証券分離についても、その必要性の根拠のうち、規制創設当時はかなり重点が置かれていた証券会社の保護育成という目的は

第6表 各種業務分野規制の評価

	長短金融分離	信託分離	銀行・証券分離
規制の目的 (必要性の 根拠)	①普通銀行の健全経営の維持 ②長期金融専門機関の安定経営を通じる長期資金の安定供給	① 同 左 ②信託専門機関の保護育成による長期資金の安定供給及び健全な信託資産の提供	①証券会社の保護育成 ②銀行経営の健全性維持 ③利益相反の防止
規制の弊害	①普通銀行の金利リスク、流動性リスクの上昇 ②寡占利潤発生の可能性	①寡占利潤発生の可能性	① 同 左
規制撤廃の マイナス面	長期金融専門機関の経営悪化の可能性 〔蓄積されたノウハウを活用し両者棲み分けの可能性もある〕	同 左	①銀行経営の健全性が低下するとは必ずしも言えない。ただし、ポートフォリオ規制や検査・監督の強化は必要 ②利益相反の可能性 ↓ 不正取引の禁止、競争の促進が必要

既に達せられたとみてよいだろう。従って、この規制の目的のうち現在でもなお意味があるものは、銀行経営の健全性維持及び兼業に伴う利益相反の防止、の二点であろう。

このうち、銀行経営の健全性維持については、個々の証券業務に伴う価格変動リスクやデフォルト・リスク等のリスクが仮に大きいとしても、こうした業務を兼営したからといって経営全体のリスクが高まるとは限らず、むしろリスク分散により経営が安定化する可能性がある点に留意する必要がある（遠山（1983）参照）。もちろん、仮に銀行がリスク・テイキングな行動をとる場合には、ポートフォリオ規制や検査等によってこれをチェックする必要があり、またそれは可能であると考えられる。以上のことを踏まえると、銀行経営の健全性維持という点も、銀行・証券分野規制の根拠としてはやや薄弱と言わねばなるまい。

次に、利益相反の防止という点はどうか。兼業に伴う利益相反の典型的なケースとしては、①ある部門の顧客の犠牲の下に他の部門の顧客を優遇すること（いわゆる部門間補助の問題）、②ある部門で得た情報をもとに他の部門で有利な取引を行うこと（いわゆる内部者取引の問題）、二つが考えられる。こうした利益相反は、銀行・証券の兼業に限らず、現に兼業が行われている信託銀行の銀行部門と信託部門の兼営や証券会社のアンダーライター業務とブローカー業務の兼営、等においても発生し得る問題であることにまず留意しておく必要がある。

利益相反のうち、部門間補助については、勘定経理の分離により対応することが可能であり、銀行・信託の兼営や銀行による国債ディーリング業務の兼営等においては、こうした対応が採られている。また、これらの業務

につき競争が十分行われ、かつ顧客が金融機関を選択し得る状況が確保されていれば、本来こうした利益相反により顧客が不利益を被ることはないと考えられる。

他方、内部者取引についても、現行の証券取引法は種々の規定を設け、内部情報の利用等情報の非対称性を背景とする不公正な取引の防止を図っている。もちろん、その実効性についてはいろいろ議論があり、不公正な取引が明るみに出ない形で横行しているとの指摘もなされているが、この点については、規制政策上の課題として別途検討する余地がある。

以上のように、兼業に伴う利益相反については、これを防止する種々の規制の整備や競争の促進によって対応するのが基本であり、業務分野規制によって兼業自体を禁止するのは、こうした防止策によっても利益相反に伴う顧客の損失が防ぎきれない場合に限られるべきであろう。銀行・証券の兼業がそうしたケースに該当すると言えるかどうか疑問なしとしない。

（市場慣行の役割）

前述のようなバランス・シート規制や検査・考査に加え、市場自身の対応もまた銀行の経営節度を高め総合的措置の負担を軽減するものとして有効である。ただ、それが銀行のディスクロージャーとこれに基づく預金者の監視機能の強化・リスク負担という枠組みを採る場合には、むしろ信用秩序の動揺を招くことになりかねないという点で限界があることは前述の通りである。また、これとは逆に市場の対応がカルテルといった競争制限的な形態を採る場合には、銀行経営の安定性に寄与し得るかもしれない反面、資金配分の効率や公正を阻害するという弊害を伴う点は競争制限的規制の場合と同様である。以上のことを

II. 報告論文

踏まえると、信用秩序維持の目的にかないかつ弊害の少ない市場の対応は自ずと限られたものにならざるを得ないが、例えば、信用供与に際し担保を徴求したりクレジット・ラインを設定したりする慣行は、それが過度に亘り取引を不当に制限することがない限り、取引の安全を高め、その結果、総合的措置の負担を軽減することにもなるわけであり、金融自由化後においても有用な市場慣行の一つと言ってよいだろう。

(イ) 国際化への対応の強化

今後の金融自由化・国際化、特にわが国金融機関の国際業務の一層の拡大を展望すると、信用秩序維持のための諸手段は、こうした国際化にも対応し得る形で整備されなければならないことは言うまでもない。上記(イ)、(ロ)においても当然こうした点をも念頭において議論してきたが、今一度国際化の側面に絞って整理してみると、信用秩序維持のための具体的な対応として次の三点がきわめて重要であると考えられる。

すなわち、まず第一は、信用秩序維持のためには各国中央銀行の最後の貸し手としての機能が必要不可欠であることは言うまでもない。ただ、その具体的な運用に際しては、国際間の役割分担のルールを明確化しておくことにより迅速な協調体制が採られることが望ましい。

第二は、わが国金融機関の国際業務の拡大に伴い、その健全経営の維持を図るバランス・

シート規制の適用に当たっては、海外現地法人を含む連結財務諸表をベースとすることが必要であるということである。

第三は、これとも関連するが、わが国金融機関の活動領域の拡大に対応するため、公的当局の検査等を通じる監視の網を広域化することが必要であり、また各国当局の協調による国際的な監視体制を整備することも重要になるということである。

なお、国際的な信用秩序維持の方策としては、周知の通りユーロ銀行に対する各国中央銀行の監督責任の分担を定めたパーゼル・コンコordat⁹⁾があるが、これは上述のような国際協調体制の実際例として高く評価されるべきものであり、今後ともこうした方向に向けての一層の努力が期待される。

(ロ) 経済安定化政策の推進

既にみてきたように、信用秩序は内外の実体経済から独立して維持出来るわけではない。その意味において、経済安定化政策もまた信用秩序維持の重要な一翼を担っているといえる。特に今後の金融自由化・国際化の進展下で銀行システムが不安定化する可能性もあるだけに、少なくとも実体経済面の要因により銀行システムの不安定化が増幅されることのないよう、インフレや不況の防止等、慎重な金融財政政策の運営が従来にも増して重要であると考えられる。

以上

9) 1975年12月のB I S中央銀行総裁会議で締結。ユーロ銀行の流動性については所在地当局が監督責任を負い、一方支払能力については支店形態をとるものに対しては所在地当局、子銀行及び合併銀行に対しては所在地当局がそれぞれ主責任、母国当局が副次的責任を負う旨規定。その後83年6月にはアンブロンシアノ銀行倒産の経験をも踏まえて改訂。流動性については母国当局も副次的責任を負うほか、支払能力については子銀行に対しては所在地・母国両当局が共同責任を負うという形で母国当局の責任を強化。

II. 報告論文

【参考文献】

- [1] 磯田 一郎 「今後の銀行経営について」『相互銀行』1984年10月号
- [2] 井上 準之助 「昭和二年春の恐慌と其後の金融界」『日本金融史資料』昭和編第26巻、日本銀行調査局、1970年
- [3] 岩田 規久男 「わが国銀行業における公的規制」Discussion Paper Series No.61、一橋大学経済研究所、1982年7月
- [4] 堀内 昭義 「アメリカの商業銀行における資産・負債総合管理」『東京銀行月報』1981年12月号
- [5] 打込 茂子 「金融恐慌秘話」『日本金融史資料』昭和編第26巻、日本銀行調査局、1970年
- [6] 大阪朝日新聞 「金融自由化進展の下での信用秩序維持の諸問題」『金融研究』第3巻第1号、日本銀行金融研究所、1984年3月
- [7] 太田 勉 「海外主要国の預金保険制度の現状とこれを巡る改革論議について」『金融研究』第4巻第1号、日本銀行金融研究所、1985年3月
- [8] 奥村 洋彦他 「進む金融の自由化」(月例経済論争)『日本経済研究センター会報』1984年8月号
- [9] 金沢 良雄 『経済法』有斐閣、1980年
- [10] 木下 正俊 「わが国の有担保原則の評価と今後のあり方」『金融研究』第3巻第3号、日本銀行金融研究所、1984年10月
- [11] 金融研究会 「金融革新と金融システムの変化」『金融研究』第3巻第3号、日本銀行金融研究所、1984年10月
- [12] 草場 敏郎 「金融イノベーションと都銀経営の針路」『金融財政事情』1984年9月3日号
- [13] 呉 文二 『金利自由化』有斐閣、1984年
- [14] 島 謹三 「金利自由化の準備期間はあと三年、銀行が倒産する日に備え環境整備を」(座談会)『金融と銀行』1984年4月13日号
- [15] 呉 文二他 「インターバンク取引における有担・無担の問題について」『金融研究』第3巻第3号、日本銀行金融研究所、1984年10月
- [16] 小池 元 『公的金融と民間金融のあり方に関する研究会』1983年10月
- [17] 公的金融と民間金融のあり方に関する研究会 「長短分離、垣根は自然消滅する道を選ぶのは企業の自主判断」(座談会)『金融と銀行』、1984年8月16日号
- [18] 後藤 新一他 「再びくるサウンド・バンキングの時代」『週刊東洋経済』1984年6月30日号
- [19] 斎藤 健 「長短、信託、銀行・証券の垣根は見直しが必要か」(座談会)『金融財政事情』、1984年10月29日号
- [20] 鈴木 竹雄 『証券取引法』有斐閣、1984年
- [21] 河本 一郎 「日本における金融革新と金融政策」『金融研究』第3巻第3号、日本銀行金融研究所、1984年10月
- [22] 鈴木 淑夫 「日本の金融自由化 — その政治経済学」『金融と銀行』、1984年12月12日号
- [23] 高橋 亀吉 『昭和金融恐慌史』清明会出版部、1968年
- [24] 館 龍一郎 『金融政策の理論』東京大学出版会、1982年
- [25] 「金融業務の総合化に関する一試論」『金融財政事情』、1984年10月29日号
- [26] 龍田 節他 「最近における国際的な内部者取引の規制の動向」『証券資料』No.84、1984年8月
- [27] 遠山 浩 「銀行行動諸規制検討のための一考察」『金融研究』第2巻第3号、日本銀行金融研究所、1983年11月
- [28] 徳田 博美 『壮大なる社会実験・アメリカの金融自由化』金融財政事情研究会、1984年

II. 報告論文

- [29] 田中宣男 『金融革命の進展と米銀の対応策 — 金融市場調査団報告 —』金融財政事情研究会、1984年8月
- [30] 日本銀行 『日本銀行百年史』第3巻、1983年
- [31] 日本銀行調査局 「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌=至ル我財界」『日本金融史資料』昭和編第24巻、1969年
- [32] 日本経済調査協議会 『日本市場の開放度をさぐる』1984年8月
- [33] 深井英五 『回顧七十年』岩波書店、1941年
- [34] 落谷硯児 「1973~75年英国銀行恐慌再論」『証券研究』vol. 58、1979年7月
- [35] ベイカーJ.V. 『変貌する銀行経営』東洋経済新報社、1984年
楠本博訳
- [36] 堀江帰一 「パニックと国家の補償に依る救済」『エコノミスト』1927年6月1日号
- [37] 結城豊太郎 「昭和二年の財界動乱」『日本金融史資料』昭和編第26巻、日本銀行調査局、1970年
- [38] 蠟山昌一 『日本の金融システム』東洋経済新報社、1982年
- [39] ————— 他 『金融革新と金融システムの将来』ソフトノミックス・フォローアップ研究報告書-11、1984年10月
- [40] Cooper, J., The Management and Regulation of Banks, Macmillan Publishers, 1984.
- [41] Corrigan “US Bank Deregulation—the longer term consequences”, Banker, August 1984.
- [42] Edwards, F. R. and Scott, J. H., “Regulating the Solvency of Depository Institutions”, Issues in Financial Regulation, McGraw-Hill Inc. 1979.
- [43] Federal Deposit Insurance Corporation, Deposit Insurance in a Changing Environment, August 1983.
- [44] Hill, G. C., Firm, E. A., “Confidence Crisis”, Wall Street Journal, 25 August 1984.